

サイトラインの確保等に係る検討WG (第1回)

日時：2024（令和6）年6月27日（木）

10:00～12:00

場所：WEB 会議形式

議事次第

1. 開会
2. 挨拶 国土交通省
3. 委員紹介
4. 座長挨拶
5. 議事
 - (1) サイトラインの確保等に係る検討WGの設置について
 - (2) 事業者団体等における車椅子利用者用客席に関する取組
 - (3) サイトラインの確保等に係る論点（案）
 - (4) サイトラインの確保等において目指す方向性（案）
 - (5) 意見交換
6. その他
7. 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 資料1 | サイトラインの確保等に係る検討WG設置要綱・委員名簿 |
| 資料2 | サイトラインの確保等に係る検討WGの設置について |
| 資料3 | 事業者団体等における車椅子利用者用客席に関する取組 |
| 資料4 | サイトラインの確保等に係る論点（案） |
| 資料5 | サイトラインの確保等において目指す方向性（案） |
| 参考資料1 | 国土交通省住宅局における車椅子利用者用客席に関する取組 |
| 参考資料2 | 建築物のバリアフリー基準の見直し方針 |

サイトラインの確保等に係る検討WG 設置要綱

(設置)

第1条 令和5年度に「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」で取りまとめた、建築物のバリアフリー基準の見直し方針（令和6年3月29日）に基づき、サイトラインの確保等について、実効性の高い枠組の検討等を行うため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」（令和3年10月1日設置。以下、「フォローアップ会議」という。）設置要綱第1条に基づき、フォローアップ会議に「サイトラインの確保等に係る検討WG」（以下、「検討WG」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討WGは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席に係る車椅子利用者用部分のサイトラインの確保等について実効性の高い枠組の検討等を行う。

(組織)

第3条 検討WGは、別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、令和7年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討WGに座長を1名置く。座長は会務を総理し、検討WGを代表する。

(検討WG)

第5条 検討WGの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 検討WGは非公開とし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したものの他座長が公開することが適当でないものと認めたものは公開しないものとする。

(フォローアップ会議への報告)

第7条 検討WGの内容は、必要に応じてフォローアップ会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討WGの庶務は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付担当官及び補助事業者が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討WGの運営に関し必要な事項は、座長が検討WGに諮って定める。

附則 この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

サイトラインの確保等に係る検討WG
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授

【障害者団体等】

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長
今村 登	全国自立生活センター協議会	

【事業者団体】

千葉 昭浩	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）	クラブライセンス諮問委員
-------	----------------------------------	--------------

【劇場等関係団体】

中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会	常務理事／事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】

古田 安人	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 (梓設計アーキテクト部門 BASE01 エグゼクティブダイレクター)	
村山 純二	公益社団法人 日本建築家協会 (日本設計ライフサイエンスプロジェクト部)	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会 (有限会社 本多健建築設計室)	

【審査者団体】

藤谷 公平	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
山口 直哉	愛知県 建築局 公共建築部 住宅計画課	主査
瀬田 裕	一般社団法人 日本建築センター 確認検査部 建築審査課	副主査
樽井 智希	日本 ERI 株式会社 確認評価部 確認評価審査グループ	

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング&プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

サイトラインの確保等に係る 検討WGの設置について

趣旨

- 建築物のバリアフリー基準の見直し方針（建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG 報告(令和6年3月29日)）において、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の車椅子使用者用客席の設置数等に係る基準案が示され、また客席の①サイトラインの確保、②分散配置、③同伴者席に係る事項について、令和6年度に予定している「建築設計標準」の改正等への反映に加え、継続して現状の把握・技術的検討等を進める方針が示されたところ。
- このため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」に、学識経験者・障害者団体等・事業者団体・建築関係団体等で構成する「サイトラインの確保等に係る検討WG」を設置し、サイトラインの確保等に係る設計・評価手法の現状把握・技術的検討、及び実効性の高い枠組み等について検討を行う。

検討WGメンバー

学識経験者、当事者団体（車椅子関係）、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁（オブザーバー）

検討スケジュール（案）

時期	実施計画	
2024（令和6）年6月	第1回検討WG	・ 検討経緯、課題の共有 ・ サイトラインの確保等に係る論点（案）についての意見交換
2024（令和6）年 秋	第2回検討WG	・ 調査結果の共有 ・ サイトラインの確保等に係る枠組みの方向性の整理
2024（令和6）年 秋	第7回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2024（令和6）年 冬	第3回検討WG	・ サイトラインの確保等に係る枠組み（案）の提示
2025（令和7）年 年始～初春	第4回検討WG	・ サイトラインの確保等に係る枠組みのとりまとめ
2025（令和7）年 年始～初春	第8回建築設計標準フォローアップ会議で報告	

事業者団体等における 車椅子使用者用客席に関する取組

①団体の概要

名称	(公社) 日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)
公式URL	https://www.jleague.jp/
概要	<ul style="list-style-type: none">• (公財) 日本サッカー協会 (JFA) の傘下団体として設立• 3部制 (J1・J2・J3)、合計60クラブが所属 (所在地は41都道府県)• クラブ経営の健全化、人材の確保、選手育成環境やスタジアム機能の水準確保・向上を目的に、2012年よりクラブライセンス制度を導入• スタジアムを所有しているクラブは、3つ (うち1つは親会社所有)
バリアフリー 関連の取組	<ul style="list-style-type: none">• JFAが2023年「アクセス・フォー・オール」を宣言し、誰もが当たり前前にサッカーにアクセスできる多様な「機会」と「選択肢」を持続的に届けることで、豊かなスポーツ文化と共生社会の実現を目指している




(写真出典) https://aboutj.jleague.jp/corporate/?_ga=2.67476433.1572465522.1718073773-703707526.1713156156

②基準・参考資料等の概要

名称	「Jリーグスタジアム基準」(2024年度用)
URL	https://aboutj.league.jp/corporate/assets/pdf/regulation/jleague/jleague_stadium_standards.pdf
位置づけ ・ 運用方法	<ul style="list-style-type: none">クラブライセンス制度の要件の一つで、基本的に必ず守るべき基準約200項目の基準を満たした場合、ホームスタジアムとして使用可能各クラブのクラブライセンス取得時及び毎年、クラブライセンス事務局が、本基準に基づく審査を実施(新設・改修時には、客席図面確認および現地検査を実施)
車椅子 使用者用 客席に 関する内容	<ul style="list-style-type: none">車椅子使用者用客席については、以下の基準を設定(J1・J2基準) ＜必須条件＞<ul style="list-style-type: none">介助者の椅子を備えること観戦の際の安全が確保されており、特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること ＜具備が必要とされるが、期限は継続検討である条件＞<ul style="list-style-type: none">雨に濡れないことホーム・ビジターに分けて設置すること大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること

①団体の概要

名称	(公社) ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (Bリーグ)
公式URL	https://www.bleague.jp/
概要	<ul style="list-style-type: none">2015年に団体設立、2016年にリーグ開幕クラブ数はB1とB2、別法人が運営するB3で合計56クラブ2026年～新リーグ構想「B.革新」がスタートし、リーグやクラブを再編予定Jリーグと同様にクラブライセンス制度を導入現状、アリーナを所有しているクラブはない
バリアフリー 関連の取組	<ul style="list-style-type: none">「B. LEAGUE Hope (B.Hope)」と称して、「Social Innovationの実現」を目指し、ステークホルダーとともにさまざまな社会的責任活動を推進。その活動の一環として、昨年度は沖縄アリーナに「センサリールーム」を設置するイベントを実施。 

(写真出典) https://www.bleague.jp/b-hope/hope-action/action_detail/id=380984

②基準・参考資料等の概要

名称	「ホームアリーナ検査要項 2026-27シーズン B. LEAGUE PREMIER用」
URL	https://www.bleague.jp/files/user/about/pdf/r-38.pdf
位置づけ ・ 運用方法	<ul style="list-style-type: none">2026年～Bリーグの新リーグ「B. LEAGUE PREMIER」のクラブライセンス制度の要件の一つで、必ず守るべき基準基準を満たしたアリーナは、ホームアリーナとして使用可能2024年審査時は図面等机上で確認できる基準を審査し、現地で確認が必要なものはアリーナ完成後に審査を実施各クラブのクラブライセンス取得時及び毎年、クラブライセンス事務局が本基準に基づく審査を実施
車椅子 使用者用 客席に 関する内容	<ul style="list-style-type: none">車椅子使用者用客席については、以下の基準を設定（全て必須）<ul style="list-style-type: none"><2024年審査時（図面等で審査）><ul style="list-style-type: none">車椅子席の場所から近い位置に身障者専用のトイレ設備、及び、車椅子の観客が利用可能なエレベータ設備がある車椅子席への誘導導線は他の観客の通行に影響しない安全な設定である恒常に車椅子席（スペース）を確保する。必要に応じて入場可能数の0.5%以上の車椅子席（スペース）の確保を行える。<2026年以降審査時（現地で審査）><ul style="list-style-type: none">試合コートを観客に影響されることなく視認できる位置にある他の既存座席の観客の通行に影響しない安全な場所にある介護者用のイス（備品）が用意されている

(公社) 全国公立文化施設協会の取組

①団体の概要

名称	(公社) 全国公立文化施設協会
公式URL	https://www.zenkoubun.jp/
概要	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体等により設置された全国の劇場・音楽堂等の文化施設による団体。正会員：1,316施設。
バリアフリー関連の取組	<ul style="list-style-type: none"> 劇場・音楽堂等共生社会推進情報サイト（「劇場・音楽堂等がすべての人に開かれた広場となるために」をスローガンに劇場・音楽堂等の設置者、運営者、利用者、芸術団体等に情報提供等を行うサイト）を開設 https://www.zenkoubun.jp/barrier_free/



②基準・参考資料等の概要

名称	「劇場・音楽堂等アクセシビリティ・ガイドブック-すべての人に開かれた広場となるために-」（令和2年（2020年）3月）
URL	https://www.zenkoubun.jp/barrier_free/relation/report.html
位置づけ ・ 運用方法	<ul style="list-style-type: none">劇場・音楽堂等で働く職員向けの障害者の文化・芸術活動への参加推進に向けた具体的な取組の参考資料
車椅子 使用者用 客席に 関する内容	<ul style="list-style-type: none">『第4章 劇場施設におけるアクセシビリティ』において、客席・楽屋など、それぞれの場所における建築上の課題や改修に向けての考え方、運用のポイントについて解説。車椅子使用者用客席については、以下に関して記述。<ul style="list-style-type: none">サイトラインの確保車椅子席の位置選択性のある複数の位置・レベルで設置前列席の人が立ち上がっても舞台を見通せる車椅子席ロック等大音量公演の場合非常時の避難方法エレベーターが停止したときについて



サイトラインの確保等に係る論点 (案)

サイトラインの確保等に係る論点(案)

- 論点1：本WGの検討対象となる施設は何か。
- 論点2：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべきサイトラインはどのようなものか。
- 論点3：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』における分散配置とはどのようなものか。
- 論点4：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべき同伴者用の客席又はスペースとはどのようなものか。
- 論点5：サイトラインの確保等について実効性の確保をどのように図っていくか。

サイトラインの確保等において目指す方向性（案）

論点1：本WGの検討対象となる施設は何か。

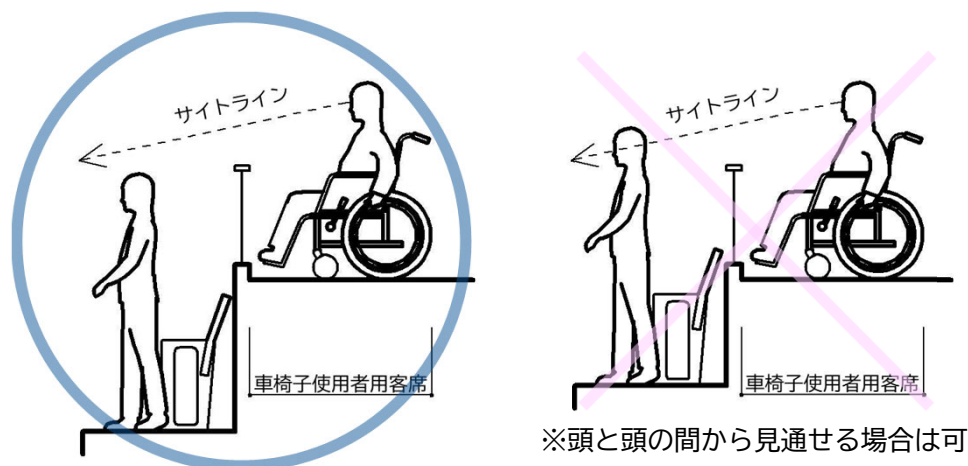
特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務)
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボウリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20.自動車の停留又は駐車のための施設	17.自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

サイトラインの確保等において目指す方向性(案)

論点2：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべきサイトラインはどのようなものか。

イメージ例①

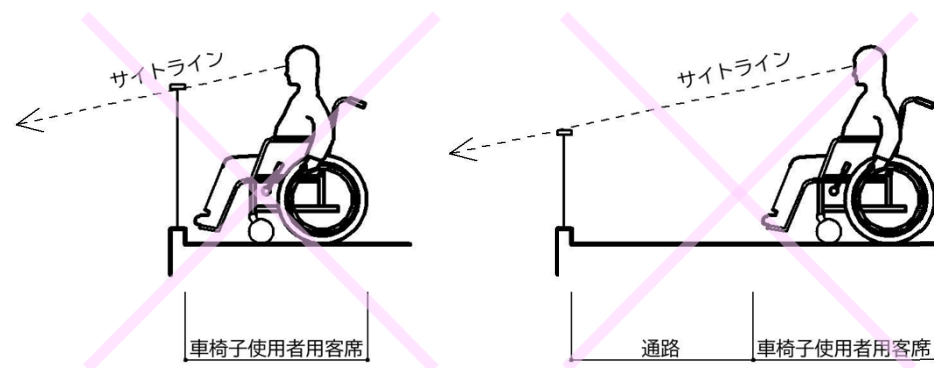
- 競技観戦やコンサート、スタンディングオーバーション等において、前列の人が立っている状態で、頭越しに（又は頭と頭の間から）、競技場や舞台等を見通すことができる。



論点2-1：観客がほぼ立ち上がらない用途・演目もあるのではないか。それは何か。

イメージ例②

- 前面の手すりは、競技場や舞台等への見通しの妨げにならないよう配慮されている。



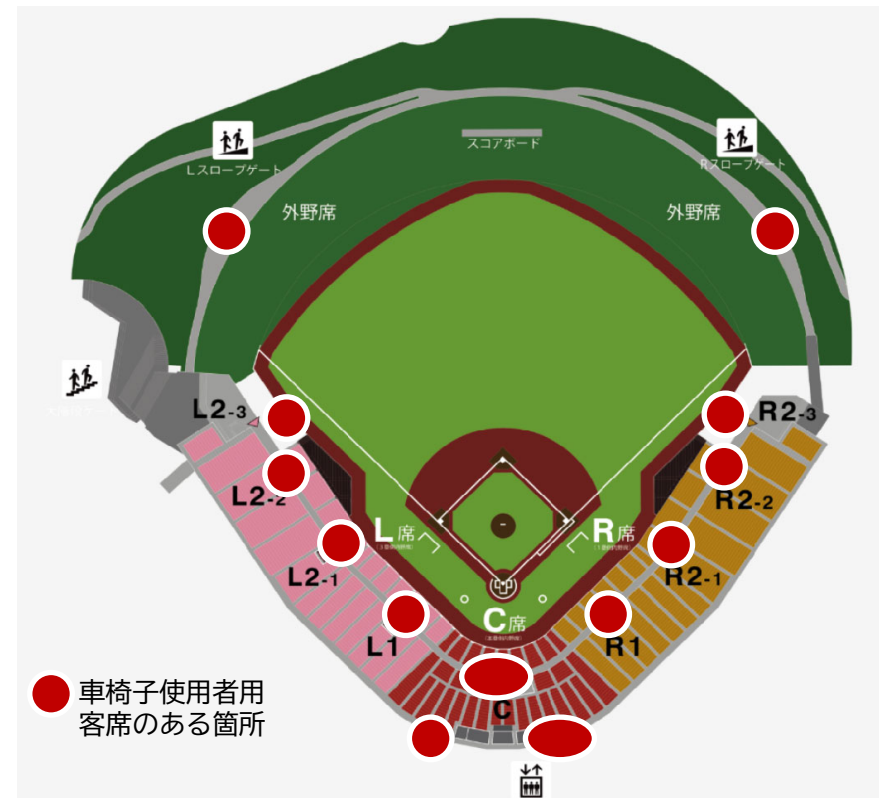
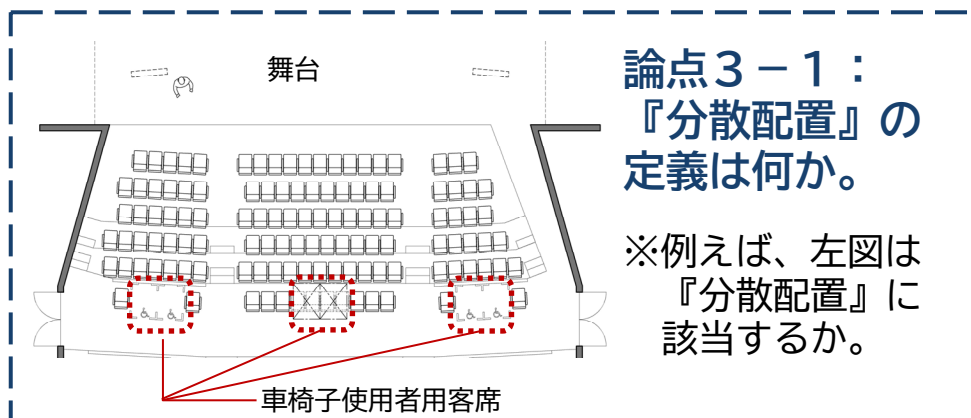
サイトラインの先：劇場等の舞台の先端、競技場等の最も近いタッチライン、陸上競技用トラックの外側レーン等

論点3：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』における分散配置とはどのようなものか。

イメージ例

- チケット購入の際に競技やコンサート・演劇等を見る位置（水平・垂直※）を選択することができる。

※ホーム側/アウェー側、
舞台に対して左右・中央
※料金帯に応じた席種



出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議（第6回）資料4-1 p.8（きたぎんボールパーク）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001724873.pdf>

論点4：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべき同伴者用の客席又はスペースとはどのようなものか。

イメージ例

- 同伴者用の客席又はスペースが、車椅子使用者用客席と同数以上ある。
- 友人や家族と並んで（前後や離れた位置ではなく）、競技やコンサート・演劇等を見ることができる。
- 隣に介助者がいて、安心して競技やコンサート・演劇等を見ることができる。



出典

写真（上）：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3（2021）年3月 国土交通省）第3部 設計事例集 p.3-6（国立競技場）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

写真（下）：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議（第6回）資料4-1 p.8（きたぎんボールパーク）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001724873.pdf>

国土交通省住宅局における 車椅子使用者用客席に関する取組

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「劇場、観覧場、映画館又は演芸場」「集会場又は公会堂」
「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「飲食店」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など
※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。
(※3:義務づけの対象ではない)
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務)
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20.自動車の停留又は駐車のための施設	17.自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

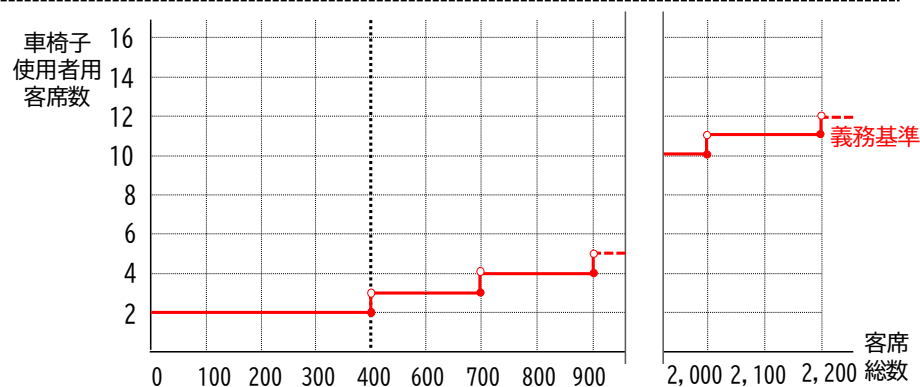
車椅子使用者用客席に関する基準の概要

- 令和4年10月、劇場等の客席(車椅子使用者用客席)に係る建築物移動等円滑化誘導基準を施行。
- 令和6年6月21日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布し、劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準を新設(令和7年6月1日施行)。

建築物移動等円滑化基準【最低限のレベル】

車椅子使用者客席の設置数

- ・ 400席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 401席以上の場合、**0.5%以上**を設ける。



車椅子使用者客席の構造

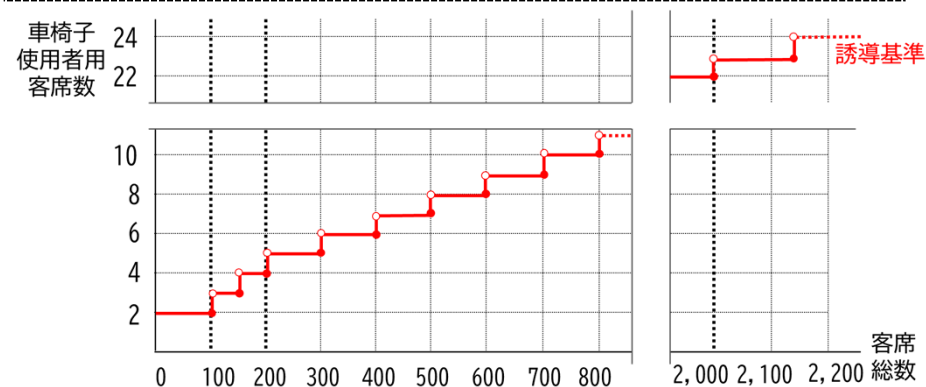
※今後定める予定

- ・ 幅90cm × 奥行135cm以上で区画された、平らな床

建築物移動等円滑化誘導基準【望ましいレベル】

車椅子使用者客席の設置数

- ・ 100席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 100~200席の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201~2,000席の場合、**1% + 2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75% + 7席以上**を設ける。



車椅子使用者客席の構造

- ・ 幅90cm × 奥行135cm以上で区画された、平らな床
- ・ 同伴者用の客席又はスペースを隣接して設置
- ・ 客席総数200超の場合には、2か所以上に分散して配置
- ・ 舞台等を容易に視認できる構造(サイトラインの確保)

※建築物移動等円滑化誘導基準については今後、省令改正によって見直しを行う予定。

<建築設計標準とは>

全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。



<建築設計標準の掲載内容>

- ①高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた**設計の基本思想**
- ②設計を進める上での**実務上の主要なポイント**
- ③**建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容**を含めた建築物の**バリアフリーの標準的な内容や望ましい整備内容等**
- ④高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて**設計時に考慮することが望ましい留意点**

○通路や駐車場、エレベーター、客席など建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準や設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法などを中心に、管理運営上の配慮事項等を含めて掲載。

○行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階や管理運営時に広く活用されている。

※平成27年度には「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）（平成27年度）」を策定

劇場、競技場等の客席・観覧席の設計標準(概要)

□設計の考え方

(社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方)

□設計のポイント

(設計を進める上での実務上の主要ポイント)

□設計標準

(整備内容及びその標準的な実現方法)

- (1)車椅子利用者用客席・観覧席
- (2)一般客席・観覧席等
- (3)舞台等
- (4)音声・画像等による情報提供
- (5)案内表示

劇場、競技場等の客席・観覧席の設計標準(抜粋)

(1)車椅子利用者用客席・観覧席

○割合、位置

- ・車椅子利用者用客席・観覧席の数（可動席スペースを含む。）は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5～1%以上とする。
- ・車椅子利用者用客席・観覧席（可動席スペースを含む。）は、車椅子利用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設けることが望ましい。
- ・車椅子利用者用客席・観覧席は、少なくとも同時に2以上の車椅子利用者が利用できる専用スペースとして確保する。
- ・多数の車椅子利用者の観覧に配慮し、固定位置の車椅子利用者用客席・観覧席のほかに、可動席スペース（固定位置の車椅子利用者用客席・観覧席を含めた客席・観覧席に隣接している、取り外し可能な客席・観覧席）を設けることが望ましい。
- ・劇場・映画館等の車椅子利用者用客席については、舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮した配置とすることが望ましい。

劇場、競技場等の客席・観覧席の設計標準(抜粋)

(1)車椅子使用者用客席・観覧席(つづき)

○ サイトライン

- ・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- ・サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。
- ・建築物の構造等により、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

< サイトラインの例 >

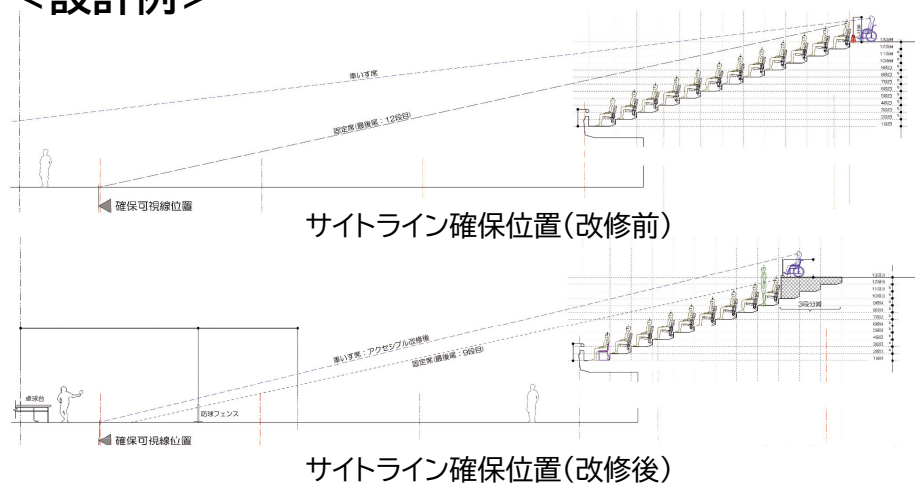


< 設計例 >



改修により、屋内テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用観覧席(客席2段分のスペースを使って改修を実施)

< 設計例 >



劇場、競技場等の客席・観覧席の設計標準(抜粋)

(1)車椅子使用者用客席・観覧席(つづき)

○ 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席・観覧席

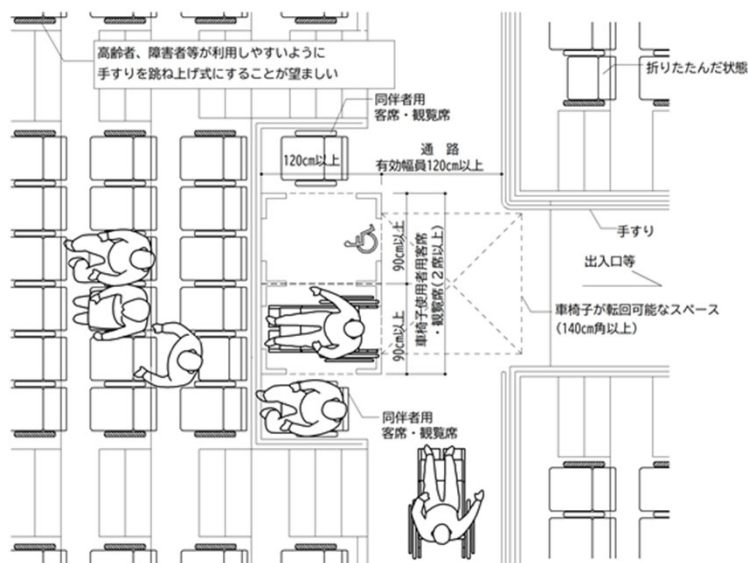
- ・車椅子使用者の同伴者席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
- ・客席スペースや構造等により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者席も設ける。

<設計例>



音楽ホールに設けられた車椅子使用者用客席及び同伴者席

<車椅子使用者用客席と通路の例>



座席番号がわかりやすく表示され、サイトラインが確保された車椅子使用者用観覧席(カバーがかかっているのは、可動式の同伴者席)

建築物のバリアフリー基準の見直し方針

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告
(令和6年3月29日)

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- ・ 各階に1箇所以上*設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上*設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)
階の床面積が

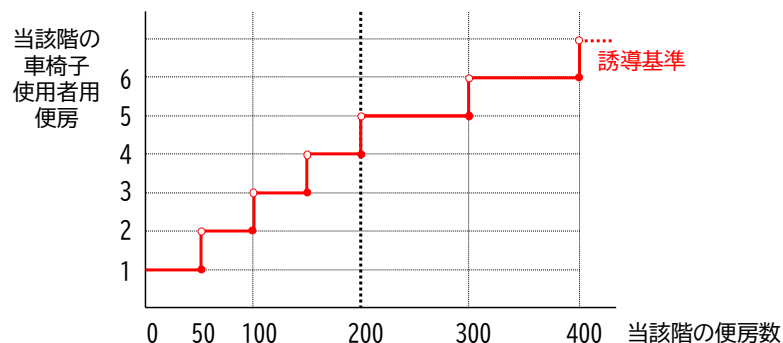
- ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上*を設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加*する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

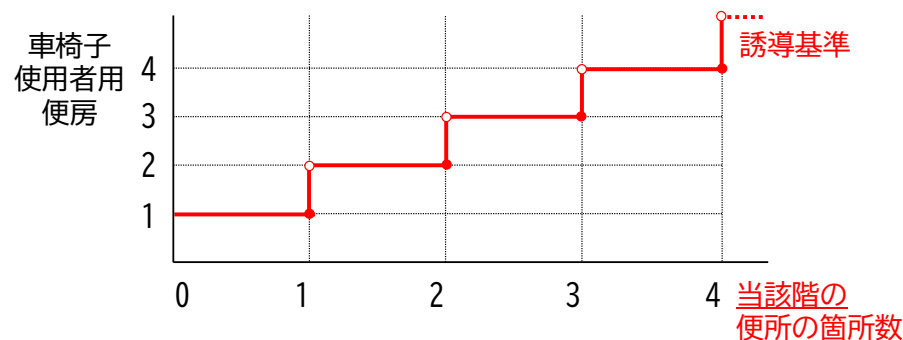
現行

- ・ 各階に1箇所以上を設ける。
- ・ 階の便房数が200箇所以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 階の便房数が201箇所以上の場合、1%+2箇所以上を設ける。

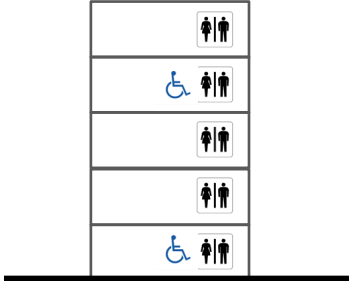
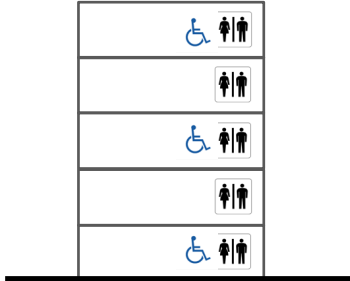
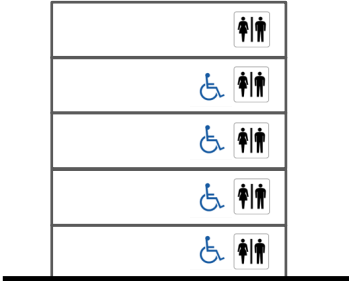


見直し案



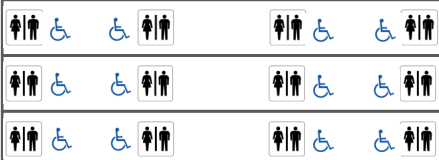
- ・ 便所のある箇所に1箇所以上を設ける。



(1) 「小規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子利用者用便房の数	2	3	4

(2) 「大規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	<p>30,000㎡/階</p> 	<p>50,000㎡/階</p> 	<p>70,000㎡/階</p> 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子利用者用便房の数	2	3	4

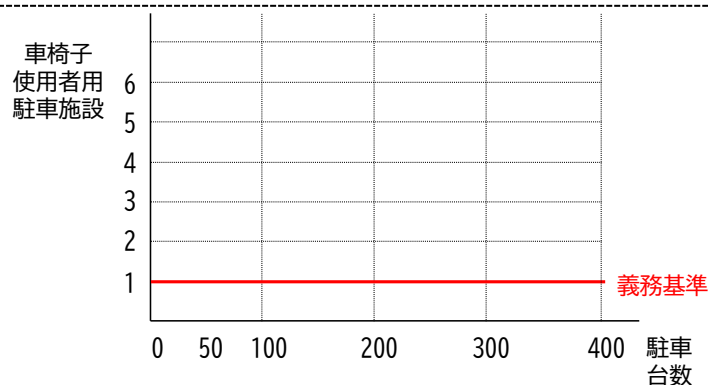
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

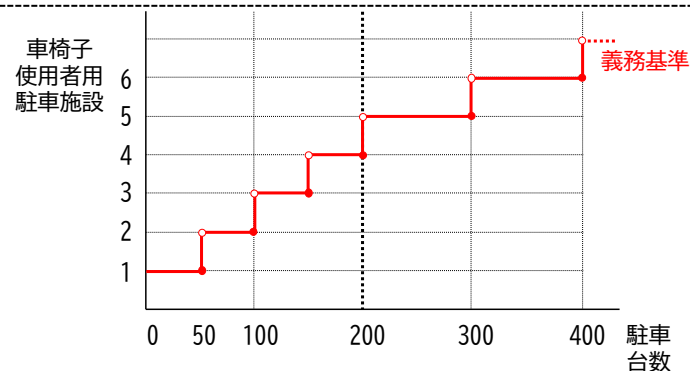
現行

- 1台以上を設ける。



見直し案

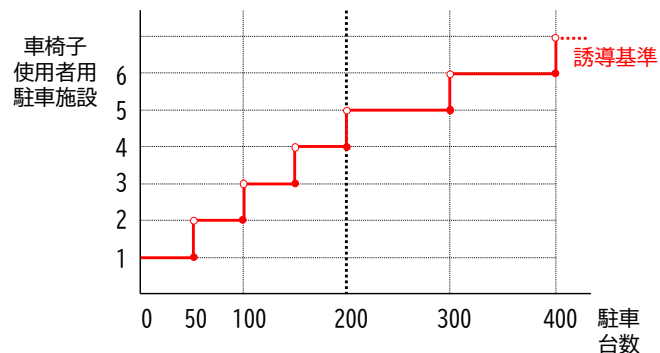
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

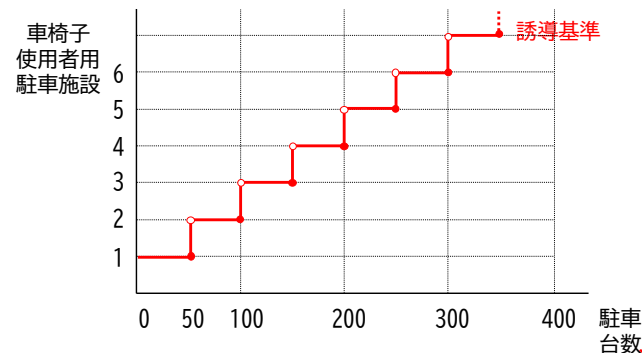
現行

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- 2%以上を設ける。



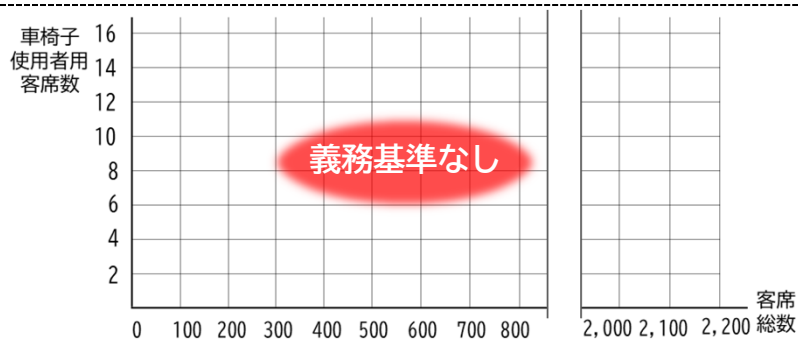
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

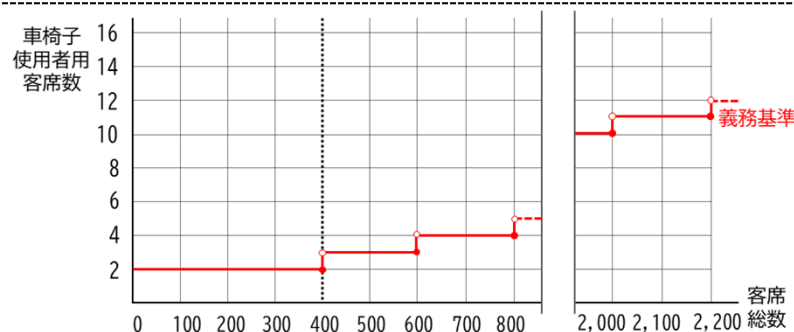
- ・基準なし



見直し案

- ・400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

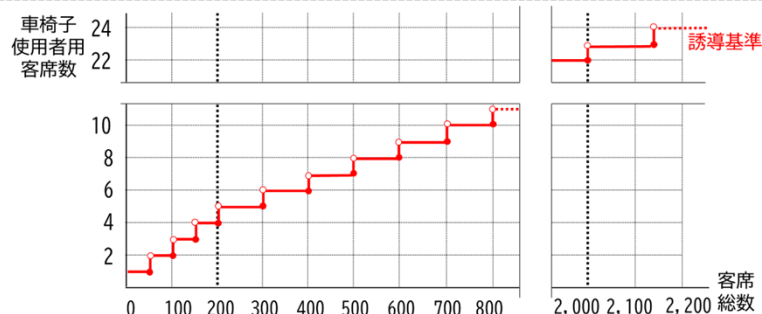
※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

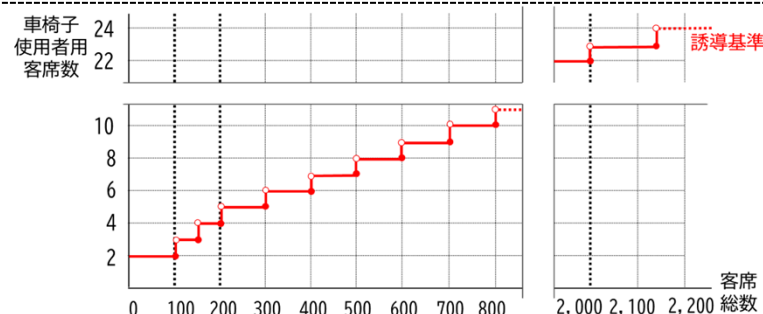
現行

- ・200席以下の場合、2%以上を設ける。
- ・201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



見直し案

- ・100席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・100～200席の場合、2%以上を設ける。
- ・201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



- 「各施設の設置数に係る基準」以外の様々な意見については、まずは令和6年度に予定している「建築設計標準」や「(仮称)当事者参画ガイドライン」に反映する。
- サイトラインの確保等客席に係るその他の事項については、上記に加え、令和6年度以降も継続して、①現状の把握(海外制度含む)、②技術的検討、③実効性の高い枠組みの検討(義務付けの検討含む)等を進める。

「各施設の設置数に係る基準」 以外の主な意見

<車椅子使用者用便房>

- ・ 誘導基準の見直し案について、便所のある箇所の数え方を明確にすべき。

<車椅子使用者用駐車施設>

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。

<車椅子使用者用客席>

- ・ 構造(サイトラインの確保・前面の手すり高さ・同伴者席を隣接して設置)と分散配置を、設置割合とセットで義務基準とすべき。
- ・ サイトラインの確保については、各施設の特性に合わせ設計やソフト対応で考えるべき。
- ・ サイトライン検討の視焦点は、演目によって変わるのではないか。
- ・ 確認審査の効率性・実効性の観点から、サイトラインの確保を義務基準とすることは困難。
- ・ 前面の手すり高さについては、歩行者の安全性確保(転落防止)の観点も必要ではないか。

ソフト対応による代替措置が困難な車椅子利用者用便房の設置の一層の促進を図るために、**バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の拡充**について検討する。

	第19条特例	第24条特例
対象建築物	特定建築物のうち所管行政庁による認定を受けた 認定建築物	建築物特定施設の床面積が著しく大きい 建築物
要件	誘導基準に適合	国土交通大臣が定める基準※に適合 ※ 国土交通省告示第1481号 (H18) に規定
容積率算定にあたり不算入とする部分	建築物特定施設のうち 共用部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場	建築物特定施設のうち 共用部分及居室内の部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場、ホテル、 旅館の客室（便所又は浴室等）、浴室、シャワー室
不算入の上限	建築物の延べ面積の 1割まで不算入可能	許可の範囲内
必要な手続き	所管行政庁の 認定	特定行政庁の 許可 ※ ※ 建築審査会の同意が必要

バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加すること**で**車椅子使用者用便所の設置を促進する**。

	現行	見直し案																				
特定建築物	次の基準に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する 	次の基準の いずれか に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける 																				
特定建築物以外	次の基準に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)	次の基準の いずれか に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける 	出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)
出入口	(略)																					
廊下	(略)																					
階段	(略)																					
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																					
敷地内通路	(略)																					
出入口	(略)																					
廊下	(略)																					
階段	(略)																					
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																					
敷地内通路	(略)																					

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・ 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること

赤字: 現行の基準に追加した箇所

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、学識経験者、当事者団体、事業者団体等で構成する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」に、「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「**車椅子使用者用便房・駐車施設**」や「**車椅子使用者用客席**」の**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

【学識経験者】

- ・高橋 儀平 東洋大学 名誉教授(座長)
- ・佐藤 克志 日本女子大学 教授
- ・菅原 麻衣子 東洋大学 教授
- ・松田 雄二 東京大学大学院 准教授
- ・布田 健 国立研究開発法人 建築研究所

【障害者団体】

- ・(社福)日本身体障害者団体連合会
- ・(一社)日本パラリンピアンズ協会
- ・(公社)全国脊髄損傷者連合会
- ・(NPO) DPI日本会議

【事業者団体】

- ・(一社)日本ビルディング協会連合会
- ・(一社)不動産協会
- ・(一社)日本ショッピングセンター協会
- ・日本チェーンストア協会
- ・(一社)全日本駐車協会

【劇場等関係団体】

- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・(公社)全国公立文化施設協会

【建築関係団体】

- ・(一社)日本建築士事務所協会連合会
- ・(一社)日本建設業連合会
- ・(公社)日本建築家協会
- ・(公社)日本建築士会連合会

【地方公共団体】

- ・東京都
- ・大阪府
- ・横浜市
- ・日本建築行政会議バリアフリー分科会

検討経過

時期	内容
2022（令和4）年8月～	トイレ・駐車場・客席の実態調査 [調査対象] ・調査期間内に確認済証が交付された建築物 ・近年に竣工したスポーツ施設
2023（令和5）年6月23日	第1回検討WG ・実態調査結果、課題の共有
2023（令和5）年8月31日	第2回検討WG ・関係団体の意見の取りまとめ ・バリアフリー基準の素案（トイレ）の提示
2023（令和5）年12月8日	第3回検討WG ・バリアフリー基準の素案（トイレ（再見直し案）、駐車場・客席）の提示
2024（令和6）年3月12日	第4回検討WG ・バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ